

泉佐野市告示 第 519 号

下記の者にかかる通知書を国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、これらの書類は、本職が管理しており、受領権限を有するものにはいつでも交付します。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、下記の書類が送達されたものとみなします。

令和 8 年 9 月 1 日

泉佐野市長 千代松 大耕



記

[illegible]